

出席停止の感染症と停止期間基準について

学校では、下記のような感染症に罹患した場合、感染した生徒に対して出席停止の措置を行います。これは、学校保健安全法第19条に基づき、学校での集団発生を防ぐとともに、健康の回復を図るためにです。

出席停止のなった場合は、欠席扱いにはなりませんので、ご家庭でゆっくり休養してください。

感染症名		出席停止の期間の基準
第一種	・エボラ出血熱 ・痘そう ・マールブルグ病 ・急性灰白髄炎(ポリオ) ・重症急性呼吸器症候群(コケウルスによるもの) ・鳥インフルエンザ(H5N1)	・クリミアコンゴ出血熱 ・南米出血熱 ・ペスト ・ラッサ熱 ・ジフテリア 治癒するまで
第二種	・インフルエンザ ・百日咳 ・麻しん(はしか) ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	・発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで ・特有の咳が消失するまでまたは、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療は終了するまで ・解熱後3日を経過するまで ・耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
第三種	・風しん(三日ばしか) ・水痘(みずぼうそう) ・咽頭結膜熱(プール熱) ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎	・発疹が消失するまで ・全ての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで ・主要症状が消退後2日を経過するまで 病状により、学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・パラチフス ・急性出血性結膜炎 ・流行性角結膜炎 ・その他の感染症 溶連菌感染症 ・手足口病 ・流行性嘔吐下痢症 ヘルパンギーナ ・ウイルス性肝炎 伝染性紅斑(リンゴ病) マイコプラズマ肺炎 他	必要があれば出席停止になる感染症で、すべて一律に出席停止になるわけではありません。 主治医からの指示があれば、学校に連絡してください。

※出席停止の感染症に罹患された場合は、再登校時に、医療機関で記入していただいた「登校許可意見書」の提出が必要となります。

「登校許可意見書」は、学校にありますので、ご連絡ください。また、本校ホームページからもプリントアウトできます。

学校での感染症拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。